

伊丹市みんなで作る！よりよい職場プロジェクト委託業務に係る公募型プロポーザルに関する質問の回答について

回答日：令和7年(2025年)5月27日(火)

伊丹市総務部エンゲージメント推進担当

番号	該当資料・頁	質問	回答
1	実施要領・2頁 実施要領・4頁	貴市が定義される「本業務」(エンゲージメント調査作成、実施、分析・報告書作成、エンゲージメント向上策の検討等)の全範囲を自治体向けに実施した実績が弊社単体ではございません。国・自治体向けにエンゲージメントサーベイ提供実績を持つパートナー会社と連携して本プロポーザルに提案することを検討しておりますが、この場合、提案者である弊社は参加資格を満たすと認められますでしょうか。	参加資格要件にあたる業務実績については、実施要領の「3. 参加資格」(3)に記載の通り、仕様書の「2. 業務の概要」(2)①～④の業務について、提案者になろうとする者が過去5年間以内に国又は地方自治体に対して契約の相手方となった実績を有していることとなっています。その要件に該当することを前提に、本プロポーザルのご提案が仕様書「6. 再委託の禁止」に基づき、再委託の範囲が市の承諾を得られる場合に限り参加資格が認められます。
2	実施要領・2頁 実施要領・4頁	上記参加資格について、エンゲージメント向上を目的とした職員向け研修の提供実績は有しておりますが、この実績は参加資格で求める「本業務を実施した実績」として認められますでしょうか。	職員向けの研修実績は、本業務の「2. 業務の概要」(2)①～④には該当しません。
3	実施要領・6頁	企画提案書には令和7年度から令和9年度までの業務内容を記載、提案してよいでしょうか。	よろしいです。
4	仕様書・3頁	調査の回数(少なくとも2回以上)とは、同一対象者に同じ調査項目で1年度間に2回以上調査を実施するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	仕様書・3頁	調査の回答(少なくとも2回以上)は、令和9年度(4月～6月)も同様でしょうか。	令和9年度(4月～6月)の調査の回数については、本プロポーザル上、1回以上とし、実施にあたっては別途協議とします。

伊丹市みんなで作る！よりよい職場プロジェクト委託業務に係る公募型プロポーザルに関する質問の回答について

回答日：令和7年(2025年)5月27日(火)

伊丹市総務部エンゲージメント推進担当

番号	該当資料・頁	質問	回答
6	仕様書・6頁	研修講師を外部に委託することは可能でしょうか。	研修講師においては、協力業者への委託は可能とします。ただし、仕様書の「6. 再委託の禁止」に基づく市の承諾を要します。
7	仕様書・6頁	エンゲージメント調査で使用するWebシステムを、Webシステム提供事業者に委託することは可能でしょうか。	エンゲージメント調査で使用するWebシステムについて、協力業者への委託は可能とします。ただし、仕様書の「6. 再委託の禁止」に基づく市の承諾を要します。尚、Webシステム提供事業者のWebシステムであっても、仕様書の「3. Webシステムに係る要件」を満たしている必要があります。
8	実施要領・6頁	企画提案書は枚数上限があるかまたその上限は評価に反映されるか	企画提案書の書類枚数は実施要領「10. 企画提案書等の提出」(4)提出資料に記載のとおりとなります。また、枚数を著しく超過した場合は評価に影響するものとします。
9	実施要領・6頁	その他提案内容を説明する書類は評価項目のその他のところを支持しているか	実施要領「10. 企画提案書等の提出」(4)提出資料に記載の「その他提案内容を説明する書類」は評価項目「その他」ではなく、企画提案における補足説明又は評価項目以外のPR等を行う資料を示します。
10	仕様書・6頁	保守運用資料内の研修テキストとは何を指しているか	仕様書「2. 業務の概要」(4)フォローアップに記載の研修実施に使用するテキストを意味します。